

君津中央病院企業団議会

平成29年12月定例会会議録

君津中央病院企業団企業長福山悦男は、平成29年12月18日をもって平成29年12月27日午後2時30分に木更津市桜井1010番地君津中央病院4階講堂に企業団議会を招集した。

1 出欠席議員は次のとおりである。

1番 石井 勝、2番 住ノ江雄次、3番 久良知篤史、4番 小倉靖幸、5番 須永和良
6番 石井清孝、7番 鈴木幹雄、8番 福原敏夫、9番 小泉義行、10番 佐久間 清
11番 篠原幸一、12番 山口幹雄

欠席議員

な し

2 職務のために議場に出席した職員は次のとおりである。

総務課副参事 亀田陽一郎、総務課主幹 石井利明

3 説明のため出席したものは次のとおりである。

企業長 福山悦男、代表監査委員 坂元淳一、監査委員 金網房雄、病院長 海保 隆
専務理事兼事務局長 高橋功一、事務局次長兼総務課長 小島進一
事務局次長兼管財課長 池田倫明、財務課長 竹下宗久、医事課長 坂本喜視
経営企画課長 石黒徳純、副院長 須田純夫、副院長 氷見寿治、副院長兼医療技術局長 須藤義夫
副院長兼看護局長 齊藤みち子、分院長 田中治実、学校長 柴 光年、医務局長 畦元亮作
地域医療センター長 八木下敏志行

4 会議に付した事件は次のとおりである。

- ・議案第1号 君津中央病院企業団職員の再任用に関する条例の制定について
(提案理由の説明、補足説明、質疑、討論、採決)

(午後2時30分開会)

<議長>

皆様、こんにちは。

年末の大変お忙しい中、大変ありがとうございます。

初めに出席定数を確認いたします。

ただいまの出席議員数は12名でございます。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これより平成29年12月君津中央病院企業団議会定例会を開会いたします。

ここで福山企業長から招集のご挨拶をお願いいたします。

福山企業長。

<企業長>

それでは、定例会の開会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様には年末のご多忙のところ、ご参集賜りまして、まことにありがとうございます。

また、平素から企業団の運営にご理解とご支援を賜りまして、深く感謝申し上げます。

初めに、現在の経営状況についてご報告申し上げます。

平成29年度につきましても、国の医療費抑制策により、病院経営にとって厳しい状況が続いておりますが、企業団といたしまして、平成28年度に引き続き、経営再建のために課題に取り組みながら、企業団運営を進めております。その結果、入院患者数や手術件数なども増加しており、病床稼働率等の経営指標も向上し、11月は5月以来の黒字となりました。11月までの8か月間の累計では、昨年度より経営収支で3億700万円、純損益で1億7,900万円余り改善しております。

なお、現在までの情報によりますと、平成30年度の診療報酬改定により、医業収入は大変厳しい状況になると予想しております。

本年度も残すところ3か月余りとなりましたが、上半期の損失をできる限り解消すべく、経営改善に努めるとともに、引き続き医療の質と安全の向上を図り、君津医療圏における当院の使命と役割を果たしてまいります。

年末に向かい、何かとご多忙のことと存じますが、今後ともご支援を賜りまして、お願い申し上げます。招集のご挨拶とさせていただきます。

<議長>

ありがとうございます。

諸般の報告をいたします。

監査委員から、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果について報告がございました。お手元に配付いたしてございますので、ご了承を願います。

本日の議事日程は、お手元に配付してございます、その順序に従いまして会議を進めてまいりますので、ご了承のほど、よろしくお願いを申し上げます。

日程第1 会期の決定について

まず、日程第1、会期の決定についてを議題とします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、ご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしということでございます。

会期は本日1日と決定をいたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名について

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第93条の規定により、議長から久良知篤史議員と石井清孝議員を指名いたします。

日程第3 議案の上程

日程第3、議案の上程を行います。

本日、上程の議案は1件でございます。

朗読については省略いたしますので、ご承知願いたいと思います。

上程されている議案について、提案理由の説明を求めます。

福山企業長。

<企業長>

それでは、本定例会に提出いたしました議案の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。

議案第1号 君津中央病院企業団職員の再任用に関する条例の制定については、当企業団では、定年退職者の再任用について、職員の定年等に関する条例に規定していますが、公的年金の支給開始年齢の段階的引き上げにより年金との接続ができなくなること、診療報酬等の医療制度上及び経営的な観点から、必要とする職種の職員を確実に確保し、企業団での業務経験が豊富な人材を活用することで効率的な業務の執行を図るため、新たに条例を制定しようとするものです。

以上で提案理由の説明を終了いたします。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

<議長>

提案理由の説明が終わりました。

議案第1号 君津中央病院企業団職員の再任用に関する条例の制定について、事務局に補足説明を求めます。

高橋専務理事。

<専務理事兼事務局長>

議案第1号 君津中央病院企業団職員の再任用に関する条例の制定について、補足説明をいたします。

議案説明資料の1ページをごらんください。

今回制定しようとする条例と同様の条例は、既に構成市でも制定されておりますが、当企業団においても制定しようとするものでございます。

初めに、1の制定の理由ですが、当企業団では、定年退職者の再任用について、職員の定年等に関する条例第5条に規定していますが、任期は3年を超えることができないと規定されているため、公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢の段階的引き上げにより、年金との接続ができなくなることから、新たに条例を制定しようとするものでございます。

また、新たな条例の制定により、診療報酬等の医療制度上及び経営的な観点から必要とする職種の職員を確実に確保し、企業団での業務経験が豊富な人材を活用することで、効率的な業務の執行を図るため、条例を制定するものであります。

次に、2の条例の主な内容ですが、1点目は、本条例の趣旨を第1条に規定しています。

2点目は、再任用できる職員は、定年退職者だけでなく、定年に係る勤務延長による再任用職員及び定年退職日以前に退職した者のうち、25年以上勤務して退職した者であって、当該退職日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者を定年退職者に準ずる者とするを第2条に規定しています。

3点目は、再任用職員の任期の更新は、勤務実績が良好である場合のみ更新できることを第3条に規定しています。

4点目は、再任用される職員の任期の末日は、再任用される者が年齢65歳に達する日以後における最初の3月31日以前とすることを第4条に規定しています。しかしながら、当企業団では、運用とし

て、最大で厚生年金の報酬比例部分の支給が開始される年齢に達する日以降における最初の3月31日までといたします。

5点目は、規則への委任について、第5条に規定しています。

次に、3の他の条例の一部改正についてですが、1点目が、職員の定年等に関する条例の一部改正です。附則第2項において、君津中央病院企業団職員の再任用に関する条例の制定に伴い、職員の定年等に関する条例第5条の職員の再任用に関する規定を削り、新たに定年に関する施策の調査等に関する規定を加える一部改正を行います。

2点目が、君津中央病院企業団職員の育児休業等に関する条例の一部改正です。附則第3項において、職員の定年等に関する条例の一部の改正に伴い、君津中央病院企業団職員の育児休業等に関する条例第2条に規定している育児休業をすることができない職員の規定を改める一部改正を行います。

3点目が、君津中央病院企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正です。附則第4項において、再任用職員及び任期付採用職員のうち短時間勤務職員に支給できない手当を規定する一部改正を行います。

4点目が、君津中央病院企業団の任期付職員の採用に関する条例の一部改正です。附則第5項において、任期付採用職員のうち短時間勤務職員に支給できない手当に関する規定を君津中央病院企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例に規定したことから、君津中央病院企業団の任期付職員の採用に関する条例第4条の規定を削る一部改正を行います。

次に、4のその他ですが、再任用職員の給与については、君津中央病院企業団企業職員の給与に関する規程に規定します。

また、再任用職員の勤務時間、休日、休暇等の勤務条件については、君津中央病院企業団職員就業規則に規定します。

次に、5の施行日ですが、本条例は平成30年4月1日から施行しようとするものでございます。

説明は以上です。

よろしくご審議くださるよう、お願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。

これより質疑に入りたいと思います。

質疑のほうはございませんでしょうか。

石井議員。

<1番 石井 勝議員>

今回の再任用制度というやつは、要するに定年後に、まだこの病院が必要な人を雇い入れる、そういう意味でしょうけど、まず幹、枝のほうは君津中央病院ですけど、幹のほうの市のほうに聞き合わせたところ、ここに書いてあるのと意味合いがちっと違うものですから、質問します。

まず、任期について、市役所のほうは、原則として、定年後に任期は1年、それで必要があったらさらに繰り返すと、そういうふうになっています。最大、これも職員課に聞いたんですけど、定年後に二、三年を限度とすると。それでいくと大分、君津中央病院を見ますと、ずれが生じてんじゃないかと思えますね。

それから、給料についての規定がここに余りないんですけど、市役所のほうは、給料は大体半分にしちゃうと、半分だと。ただ、部長クラスとか必要な人たちには、それに10万円ぐらいのやつをプラスアルファしてるんだと、そういうふうな意見を聞いたんですけど、そういうふうな給料の細かいことま

で触れてないんですけど、どういうつもりでおられるのか。

今、僕が言ったことについてはどうなのか、お答え願います。

<議長>

小島事務局次長。

<事務局次長兼総務課長>

それでは、ただいまの質問に私のほうからお答えさせていただきます。

まず、1点目の任期についてでございますが、先ほど説明の中でも申し上げましたが、職員の勤務実績等が良好である場合は更新するというので、運用として最長3年までという運用をする予定であります。

2点目の給与でございますが、これも先ほどご説明申し上げましたが、当企業団の場合は、職員の給与は条例ではなく、企業職員の給与に関する規程という規程で定めることになっております。その中に規定する予定をしております。

ちなみに、現在予定している給与でございますが、先ほど石井先生が質問の中で、市の場合は部長等は多少給与が違うというお話がございましたが、当企業団は、再任用職員については、医療職(二)表、(三)表と、あと行政職給料表という3つの給料表が適用になりますが、いずれも主任級の給与で設定する予定をしております。

以上でございます。

<議長>

石井議員。

<1番 石井 勝議員>

額がですね、はっきり、市役所のほうは、大抵40万円ぐらいの規定だから、半分で20万円前後だと、そういうふうになるんですけど、こちらのほうは大体幾らぐらいを目安にしているのか、お願いしたいと思います。

<議長>

小島事務局次長。

<事務局次長兼総務課長>

医療職(二)表の場合、主任級ですと、月額24万3,100円、医療職(三)表が2級で25万5,000円、行政職給料表が2級で24万3,100円という額を予定しております。

<議長>

石井議員。

<1番 石井 勝議員>

すると、お医者さんも定年になっちゃうと、20…、30万円と行かないぐらいの給料ということなんですかね。

<議長>

小島事務局次長。

<事務局次長兼総務課長>

説明が不足していて、申しわけございません。医師の場合は医療職(一)給料表という表が適用になります。医師は定年が65歳でございますので、年金との接続がございませんので、再任用の対象にはならないこととしております。

<議長>

石井議員。

<1番 石井 勝議員>

そうすると、今言われたように、65歳になると医療職は終わりと、そういうことなんですかね。

<議長>

小島事務局次長。

<事務局次長兼総務課長>

医療職だけでなく、行政職も、当企業団は、先ほど説明でも申し上げましたが、運用で最長3年という運用をする予定をしておりますので、再任用については現在のところ63歳まで。しかし、段階的に部分年金が引き上げられていきますので、その接続ができるように、退職時期によって64歳あるいは65歳、ただし65歳までが最大となります。

以上でございます。

<議長>

石井議員。

<1番 石井 勝議員>

要するに、年金をもらったら再任用はされないよと、そういうような解釈でよろしいんでしょうね。

<議長>

小島事務局次長。

<事務局次長兼総務課長>

はい、そのとおりでございます。

<議長>

石井議員。

<1番 石井 勝議員>

そうすると、僕の知っている限り、医者で65歳以上の先生方も、僕はもう77ですけど、65歳以上の先生方もおられるんじゃないかと思うんですけど、そういうときには、その役職名をまた別につくるわけですかね、この規則じゃなくて。

<議長>

小島事務局次長。

<事務局次長兼総務課長>

今回上程しております職員の再任用に関する条例に基づいての任用ではなくて、臨時職員あるいはパート職員として任用していく予定をしております。

<議長>

石井議員。

<1番 石井 勝議員>

何度もすみませんが、再任用については、今言ったようなことで、少なくとも、じゃ、65歳以上のお医者さんはいないというふうな解釈をしちゃうんですけどね。そんなこと言っちゃいけないけど、医者だと、僕みたいに長く働けますから。そうすると、ここに勤めると、そこで終わりと、そういうことなんですかね。それとも別の役職をつくって、そこに当てはめるといいますか。

<議長>

小島事務局次長。

<事務局次長兼総務課長>

先ほどもお答えいたしました。医師については再任用の制度の対象とならないものですから、退職後の医師については臨時職員あるいはパート職員として任用していく予定をしております。

<議長>

よろしいですか。

石井議員。

<1番 石井 勝議員>

お金のことについて、さっき、二十四、五万円と言っていましたけど、そういう方々はやっぱり幾らぐらい……、臨時職員として、じゃ、今までどおりの給料を払うということですかね、どうなんですか。

<議長>

小島事務局次長。

<事務局次長兼総務課長>

退職後の医師については、勤務実績に応じた額ということで、現職時の給料を保証するものではありません。

<議長>

石井議員。

<1番 石井 勝議員>

そうすると、再任用等々は、市のほうでは市長が、市長が再任用するんですけど、指名するんですけど、ここの病院は、じゃ、企業長がそれにかわるということなんですかね。そうすると、企業長が再任用の権限並びに給料の権限も持つということですか。

<議長>

小島事務局次長。

<事務局次長兼総務課長>

はい。当企業団の任命権者は企業長でございますので、企業長が再任用の任命権者になります。

(「給料は」の声あり)

給料も、企業団の場合は、職員の給与規程でございますので、給与規程の制定は企業長の権限でございますので、企業長が制定することになります。

<議長>

石井議員。

<1番 石井 勝議員>

大体わかりましたけど、じゃ、今現在、この病院は、定年後って変ですけど、定年を過ぎたにもかかわらずおられる方は一体どのくらいおられるのか、数を教えてください、医療職、看護師、それから一般職。

<議長>

小島事務局次長。

<事務局次長兼総務課長>

医師を除きますと、現在、定年を過ぎた職員が95名おります。

医師については、確か9名だったと思います。

<議長>

石井議員。

<1番 石井 勝議員>

そうすると、今回の再任用の制度で、定年過ぎても95名の方がおられるんだから、そうすると、再任用の見直しで、これは減るんですか、それとも増えるんですか。

<議長>

小島事務局次長。

<事務局次長兼総務課長>

先ほど条例の説明の中で申し上げましたが、定年退職等に準ずる者ということで、既に定年で退職した者を今回の条例の制度にのせて任用替えをする予定は10人です。ただし、先ほど説明しました95人という、臨時あるいはパートで雇用している職員につきましては、医療制度上あるいは病院の運営上必要な職員もおりますので、これらが全て退職するというものではございません。今回の条例の制度にのせて任用替えする職員は10人でございます。

<議長>

石井議員。

<1番 石井 勝議員>

そうすると、95名の中には看護師さんも当然おられると思うんですけど、そうすると、新しく毎年毎年、今年も60人弱ですね、こっちに入れたわけですよ。来年になると、また60人入ってくる。3億円ずつ、年間要る。そうするとですね、上がつかえちゃって、なかなか下の役目が成せないんじゃないかと思うんですけどね。それに対しての見通しはどのように思っているのか。60人ずつ出てくるのに、どうするのかということですよ。

<議長>

小島事務局次長。

<事務局次長兼総務課長>

ちょっと上がつかえているという趣旨がよくわかりませんが、先ほど申し上げました95人の中に、ご指摘のように看護師は含まれておりますが、これらの看護師の主な業務は、外来等で臨時、パートで働いている職員が多うございまして、正規職員として雇用している看護師は、主に病棟で3交代勤務等に従事している看護師でございます。

<議長>

石井議員。

<1番 石井 勝議員>

どうもよくわかんないけど、まあ、いいですよ。95名の中には看護師さんもいて、それが再任用の当然、対象になると、そういうことでしょうね。

でも、今、学校から60人ずつ出てくるんで、今まで、あなた方が、いつも27人から30人足りない、毎年、言っていたのが、それ以上に入ってくるのに対しての対策とかあるんですか。要するに、これから60人、60人、60人と来るんだから、そうすると、その人たちに、ここらでもういいよと、満杯だから、あるいは他に行ってくれというようなことじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

<議長>

高橋専務理事。

<専務理事兼事務局長>

医療職の任用の基本的な考え方ですので、私からお答えさせていただきます。

看護師さんについては、基本は正規職員で運営していくべきという原則で考えております。そして、

臨時またはパートの看護師さんは、その主力の正規の看護師の補完をするという位置づけで雇用しているものでございます。したがって、今後、正規職員が増えれば、その見直しは考えていくということでございます。以上でございます。

(「はい、いいです」の声あり)

<議長>

よろしいですか。

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようでございます。

討論を省略し、採決をしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、採決をいたします。

議案第1号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

(全 員 挙 手)

ありがとうございます。挙手全員であります。

議案第1号 君津中央病院企業団職員の再任用に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

ここで、議事の都合により、暫時休憩をいたします。

(午後2時57分休憩)

(午後3時00分再開)

<副議長>

再開いたします。

日程第4 議長辞職の件

ただいま住ノ江雄次議長から、議長の辞職願が提出されました。

地方自治法第106条第1項の規定により、私が議長の職務を行いますので、ご了承願います。

お諮りいたします。

この際、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議ないものと認め、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

日程の追加をいたします。日程第3の次に、日程第4、議長辞職の件といたします。

日程第4、議長辞職の件を議題といたします。議会事務局職員に辞職願を朗読させます。

<事務局>

それでは朗読いたします。

辞職願。

平成29年12月27日。君津中央病院企業団議会副議長、小倉靖幸様。

君津中央病院企業団議会議長、住ノ江雄次。

私は、このたび一身上の都合により、議長を辞職したいので、許可くださるようお願いいたします。

以上でございます。

<副議長>

お諮りいたします。

住ノ江雄次議長の議長辞職を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議ないものと認め、住ノ江雄次議長の議長辞職を許可することに決定をいたしました。

(2番 住ノ江雄次議員 入場)

ここで、住ノ江議員から議長退任のご挨拶があります。

<2番 住ノ江雄次議員>

退任に際しまして、一言ご挨拶を申し上げます。

6か月という期間でございましたけども、皆様のご協力をいただきまして、無事、議事のほうも順調に進むことができました。感謝を申し上げます。

今後、企業団の議員として、しっかりとですね、取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げ、一言挨拶にかえさせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

日程第5 議長の選挙

<副議長>

ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議ないものと認め、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定をいたしました。

日程の追加をいたします。日程第4の次に、日程第5、議長の選挙といたします。

日程第5、議長の選挙。これより議長選挙を行います。

議長の選出方法については先例がありますので、事務局に従前の選出方法について説明を求めます。
高橋専務理事。

<専務理事兼事務局長>

議長選挙につきまして先例を申し上げます。

議長は、構成市の議会選出議員のうちから選出する先例がございます。

選出は、地方自治法第118条第2項による指名推選の方法をとってまいりました。

推薦の方法としては、構成市の議会選出議員のうちから、おのおの1名の選考委員を立て、そこに副議長を加えて選考委員会を構成し、指名推選するというものでございます。

先例は以上でございます。

<副議長>

ただいま事務局より説明がありましたとおり、各市の議会選出議員の中から1名ずつ選考委員を選び、選考委員の選考結果により、指名推選の方法で選出することとして差し支えないか、お諮りをいたします。

(「異議なし」の声あり)

ご異議ないものと認めます。

それでは、各市の議会選出議員の中から1名ずつ選考委員を決定してください。

<1番 石井 勝議員>

木更津市からは前の議長の住ノ江さんを推薦いたします。

<5番 須永和良議員>

君津は須永がやります。

<8番 福原敏夫議員>

富津、福原がいたします。

<11番 篠原幸一議員>

袖ヶ浦は篠原です。よろしくお願いいたします。

<副議長>

それでは、木更津市、住ノ江議員、君津市、須永議員、富津市、福原議員、袖ヶ浦市、篠原議員。

選考委員には別室にて選考委員会を開き、選考をお願いいたします。

選考の間、暫時休憩といたします。

(午後3時06分休憩)

(午後3時07分再開)

<副議長>

再開いたします。

選考委員会に選考の結果を報告を求めます。

<8番 福原敏夫議員>

それでは、富津の福原ですけれども、選考委員を代表して、私のほうからご報告を申し上げます。

慎重審議の結果、君津市の現副議長の小倉靖幸氏を議長に推薦するという事に決定をいたしました。

以上です。

<副議長>

選考委員会の選考の結果、私、小倉靖幸が議長に指名推選をされました。

皆さん、ご賛同いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議ないものと認めます。

よって、私、小倉靖幸が議長に決定をいたしました。

<4番 小倉靖幸議員>

それでは、一言ご挨拶を申し上げさせていただきます。

ただいま選考委員会の推薦をいただきまして、皆様のご賛同もいただきまして、議長として就任をさせていただくことになりました。10月の10日に初めて君津中央病院企業団議会に出席をさせていただき、副議長という要職をということでございましたが、それから3か月を経たずということで議長という大役はですね、大変、任の重いというふうに考えております。

しかしながら、浅学非才でございますけれども、皆様のご協力、ご指導、そしてまた福山企業長様を始め企業団職員の皆様のご協力を賜りながら、本議会を円滑に進めるように努力させていただきますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。議長就任に当たってのご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

<議長>

これより議事進行を務めさせていただきます。

ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りをいたします。

副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議ないものと認め、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定をいたしました。

日程の追加をいたします。日程第5の次に、日程第6、副議長の選挙といたします。

日程第6、副議長の選挙。これより副議長選挙を行います。

副議長の選出方法につきまして、議長選挙の際は副議長を選考委員に加えましたが、副議長選挙は、副議長に替え、議長を加えることのほか、議長選挙と同様として差し支えないか、お諮りをいたします。

(「異議なし」の声あり)

ご異議ないものと認めます。

それでは、各市の議会選出の議員の中から1名ずつ選考委員を決定してください。

石井議員。

<1番 石井 勝議員>

木更津市からは住ノ江議員です。

<5番 須永和良議員>

君津は須永です。

<8番 福原敏夫議員>

富津、福原が担当いたします。

<11番 篠原幸一議員>

袖ヶ浦は篠原です。よろしく申し上げます。

<議長>

木更津市、住ノ江議員、君津市、須永議員、富津市、福原議員、袖ヶ浦、篠原議員。

選考委員会には別室において選考委員会を開き、選考をお願いします。

選考の間、暫時休憩といたします。

(午後3時11分休憩)

(午後3時12分再開)

<議長>

再開いたします。

選考委員会に選考結果の報告を求めます。

篠原議員。

<11番 篠原幸一議員>

副議長に富津市の福原議員を推薦いたします。

<議長>

選考委員会の選考の結果、福原議員が副議長に指名推選されました。

福原議員を副議長とすることに皆さん、ご賛同いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議ないものと認めます。

よって、福原議員が副議長に就任されました。

それでは、自席にて就任のご挨拶をお願いいたします。

<8番 福原敏夫議員>

それでは、ただいま企業団議会の副議長に推挙されました。それこそ浅才、非才です。小倉議長のもと、補佐しながら、君津中央病院企業団議会をさらに推し進めるという力を出し切っていけたらなと思っています。また、議員の皆さんのご協力をお願い申し上げ、挨拶とかえます。

ありがとうございます。（拍手）

<議長>

ただいま企業長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

福山企業長。

<企業長>

それでは、定例会の閉会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

ただいま、住ノ江議員さんが議長をずっと続けていただいて、どうもありがとうございました。

何か、こういう形で定例会の後、挨拶があるって初めてでございまして、何かリズムが狂っちゃった感じがいたします。

いずれにしましても、この暮れのお忙しい中を定例会を開催していただきまして、本当にありがとうございます。特に、一議案につきましてご審議いただき、そしてまたお通しいただいたことを改めて御礼申し上げます。

本当に1年間、いろいろ病院の経営につきまして、いつもいろいろとご意見を賜りまして、本当に病院のためにいろいろご議論いただき、ありがとうございます。

引き続き、30年の来年の話を申し上げますと、何かもう、医療制度改革で30年は大変な年になると思います。国民健康保険法の改正がございまして、私、そのほうにちょっと関係しておりますけれども、そのほか、診療報酬の改正、介護保険の同時改正、そして第7次の医療法の改正というのがございまして、これはもう地域医療構想を完璧に施行するための医療法の改正というふうに伺っております。そういう点で、企業団議会の先生方にも、いろんな角度でまたご意見を賜らないといけない、こういうふうに思いますので、今後ともよろしくどうぞお願いいたします。

あと、議長に就任されました小倉議員さん、よろしくどうぞまたお願いいたします。

大変簡単でございますけれども、閉会のご挨拶とさせていただきます。

<議長>

それでは、定例会を終了とさせていただきます。

このあと、全員協議会につきましては午後3時20分より開会をいたしますので、この間、暫時、休憩といたします。

（午後3時16分閉会）